

令和 7 年 7 月 31 日
北秋田市教育委員会

懲戒処分の公表

北秋田市教育委員会は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

被処分者	北秋田市教育委員会 会計年度任用職員 47 歳 女性
処分内容	懲戒処分 減給 10 分の 1 1 か月
処 分 日	令和 7 年 7 月 3 1 日
処分理由	令和 6 年 12 月 1 日 15 時 10 分頃、運転していた乗用車が、国道 285 号を秋田市から北秋田市方面に進行中、南秋田郡五城目地内（五城目トンネル付近）において不注意により対向車線をはみ出し、対向車と正面衝突する交通事故を起こしたものの。 この事故で、被害者に対し、身体的・精神的不安と運転車両への多額の損害を負わせたことにより、罰金を科され運転免許停止処分を受けたことは、法令に違反し、全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為であり、市民からの信頼を失墜させる行為であったと言わざるを得ず、北秋田市職員の懲戒処分の基準等に関する規程に基づき当該処分に付したものである。
教 育 長 コメント	本市教育委員会事務局職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。 交通事故防止については、これまでも指導を重ねてきておりますが、今回の事態を重く受け止め、より一層綱紀粛正を徹底して職員の意識改革を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。